



平成 21 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 高 松 機 械 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 松 喜 与 志
(コ ー ド 番 号 6 1 5 5 東 証 第 二 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 溝 口 清
(TEL. 0 7 6 - 2 7 4 - 0 1 2 3)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化をはかるとともに、今後の業容の拡大と事業の多様化に備え、事業目的の追加・削除を行うものであります。
- (2) 平成 21 年 1 月 5 日をもって「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が施行されたこと及び「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号) が廃止されたことに伴い、関連規定の削除・修正等所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記に係る変更に基づき、所要の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 24 日 (水曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 6 月 24 日 (水曜日)

以 上

【 別紙 】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 < 条文省略 ></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>①工作機械の製造および販売に関する業務</p> <p>②一般産業機械の製造および販売に関する業務</p> <p>③自動車部品の製造および販売に関する業務</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>④工作機械のリースおよび割賦販売に関する業務</p> <p>⑤金属加工機械、計測・光学機器、自動車、産業用車輛、事務用機器および通信機の販売、割賦販売、リース並びにこれらの斡旋に関する業務</p> <p>⑥金銭貸付業務</p> <p>⑦損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>⑧生命保険の募集に関する業務</p> <p>⑨損害保険会社に対する特定証券業務（証券取引法第65条の2第11項）の委託の斡旋および支援</p> <p>⑩市外電話通信回線利用加入者の募集およびその利用権販売促進に関する代理店業</p> <p>⑪不動産の賃貸借、管理および仲介に関する業務</p> <p>⑫労働者派遣に関する業務</p> <p>⑬前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>第1条 < 現行どおり ></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>①工作機械の製造および販売に関する業務</p> <p>②一般産業機械の製造および販売に関する業務</p> <p>③自動車部品の製造および販売に関する業務</p> <p>④各種機械部品の製造および販売に関する業務</p> <p>⑤金属板金加工品の製造および販売に関する業務</p> <p>⑥工作機械のリースおよび割賦販売に関する業務</p> <p>⑦金属加工機械、計測・光学機器、自動車、産業用車輛、事務用機器および通信機の販売、割賦販売、リース並びにこれらの斡旋に関する業務</p> <p>⑧金銭貸付業務</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>⑨不動産の賃貸借、管理および仲介に関する業務</p> <p>⑩労働者派遣に関する業務</p> <p>⑪前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第3条～第6条 < 条文省略 ></p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p>	<p>第3条～第6条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>2. <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第9条 当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>单元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料</u>は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第8条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>第10条～第11条 < 条文省略 ></p>	<p>第9条～第10条 < 現行どおり ></p>
<p>(基準日) 第12条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日) 第11条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第13条～第30条 < 条文省略 ></p>	<p>第12条～第29条 < 現行どおり ></p>
<p>(剰余金の配当) 第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当) 第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第32条～第33条 < 条文省略 ></p>	<p>第31条～第32条 < 現行どおり ></p>